

船橋市地域防災計画

令和7年 3月 修正

船橋市防災会議

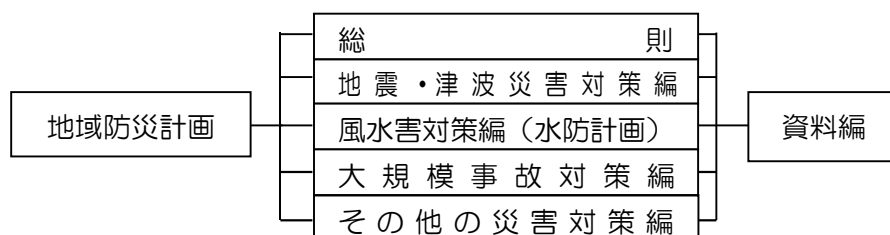
本計画書の利用法

1. 目次を兼ねた「体系図」または「一覧表」について

本計画書は、本編、資料編の2編構成となっている。本編は、本計画の作成にあたっての方針や前提条件について整理している「総則」、「地震・津波災害対策編」、「風水害対策編（水防計画）」、「大規模事故対策編」、「その他の災害対策編」の5部構成となっている。

「地震・津波災害対策編」、「風水害対策編（水防計画）」、「大規模事故対策編」は、それぞれ、平常時から実施しておくべき対策についての「予防計画」及び、災害が発生したとき、あるいはそのおそれがあるときの対応についての「災害応急対策計画」、災害後の復旧復興についての「災害復旧計画」の3章で構成されている。

また、資料編は各編に共通する資料をまとめている。



「部」、「章」の冒頭を占めるページには、その項目の作業及びその作業に関連する部課あるいは災害対策本部における班を記載している。

2. 「担当」について

総則を除く各章の冒頭において、その中の各項目を担当する部局（あるいは班）を示すため、一覧表を設けている。予防計画の担当は、平常時の部局名を記載し、応急対策計画、災害復旧・復興計画の担当は下表の配備体制における担当班名を記載している。なお、応急対策計画、災害復旧・復興計画においても、市災害対策本部の設置前は、平常時の部局名を記載している。

また、各項の冒頭欄外には、その項目を担当する部署（あるいは班）を記載している。風水害対策編では必要に応じて追記している（下表参照）。

計画	担当
地震・津波災害対策編（予防計画）、風水害対策編（予防計画）	平常時の担当の部局名または課名を記載している。
地震・津波災害対策編（応急対策計画、災害復旧・復興計画）	市災害対策本部体制における担当班名を記載している。
風水害対策編（応急対策計画、災害復旧・復興計画）	市災害対策本部体制における担当班名を記載している。 ※ 欄外において、各課対応時等の部局名を追記している
大規模事故対策編	市災害対策本部体制における担当班名を記載している。
その他の災害対策編	平常時及び災害時の担当部局名を記載している。

3. 関連資料もしくは関連項目の「参照ページ」の掲載について

計画利用上の便宜を図るため、それぞれの対策項目に関し、関連する資料や関連する対策項目については、可能な限り、参照ページまたは資料編・番号を掲載するようにした。

目 次

第1部 総則..... 総則 1.1-1

第1章 総則..... 総則 1.1-1

第1節	計画の策定方針.....	総則 1.1-1
第1	計画の目的.....	1.1-1
第2	計画の性格及び災害の範囲.....	1.1-4
第3	他の計画との関係.....	1.1-5
第4	計画の修正.....	1.1-6
第2節	各機関の処理すべき事務または業務の大綱.....	総則 1.2-1
第1	市.....	1.2-1
第2	県.....	1.2-3
第3	その他の機関.....	1.2-4
第3節	市の概況.....	総則 1.3-1
第1	自然的条件.....	1.3-1
第2	社会的条件.....	1.3-3
第4節	計画の前提条件.....	総則 1.4-1
第1	想定地震による被害.....	1.4-1
第2	近年の災害による被害.....	1.4-4
第5節	各地域の防災課題と取組み方針.....	総則 1.5-1
第6節	減災目標.....	総則 1.6-1

第2部 地震・津波災害対策編..... 地震 1.1-1

第1章 予防計画..... 地震 1.1-1

第1節	地域防災力の向上.....	地震 1.1-2
第1	自助への取組み.....	1.1-2
第2	共助への取組み.....	1.1-2
第3	防災訓練.....	1.1-8
第2節	防災体制の整備.....	地震 1.2-1
第1	防災組織の整備.....	1.2-1
第2	情報連絡体制の整備.....	1.2-4
第3	防災拠点の整備.....	1.2-8
第3節	都市防災構造化の推進.....	地震 1.3-1
第1	市街地の整備.....	1.3-1
第2	オープンスペースの整備.....	1.3-1
第3	道路・橋梁の整備.....	1.3-2
第4	建築物の耐震・不燃化・防災機能の整備.....	1.3-4
第5	ライフライン施設の整備.....	1.3-6

第4節	被害の軽減	地震 1.4-1
第1	津波対策.....	1.4-1
第2	地盤沈下・液状化対策	1.4-3
第3	土砂災害の防止	1.4-4
第4	ブロック塀等対策.....	1.4-5
第5	落下物等対策.....	1.4-6
第6	火災の防止.....	1.4-7
第7	危険物・毒劇物等対策	1.4-10
第8	文化財の保護.....	1.4-13
第5節	安全避難の環境整備	地震 1.5-1
第1	避難場所等の指定・整備	1.5-1
第2	避難誘導体制の整備	1.5-5
第3	避難所運営体制の整備	1.5-8
第6節	救援・救護体制の整備	地震 1.6-1
第1	給水体制の整備.....	1.6-1
第2	救急・救助体制の整備	1.6-2
第3	応急医療体制の整備	1.6-2
第4	ごみ処理体制の整備	1.6-4
第5	し尿処理体制の整備	1.6-5
第6	防疫・衛生、保健体制の整備.....	1.6-5
第7	行方不明者の捜索、遺体の安置・埋葬体制の整備.....	1.6-6
第7節	備蓄体制の整備.....	地震 1.7-1
第1	備蓄品の整備.....	1.7-1
第2	備蓄庫等の整備.....	1.7-2
第3	緊急調達体制の整備	1.7-3
第8節	緊急輸送の環境整備	地震 1.8-1
第1	陸上輸送の環境整備	1.8-1
第2	航空輸送の環境整備	1.8-5
第3	海上輸送等の環境整備	1.8-6
第9節	要配慮者の安全確保	地震 1.9-1
第1	基本的考え方.....	1.9-1
第2	避難行動要支援者への支援.....	1.9-2
第3	平常時の備え.....	1.9-4
第4	社会福祉施設等における対策.....	1.9-5
第5	外国人への対策.....	1.9-6
第10節	帰宅困難者の安全確保.....	地震 1.10-1
第1	想定される事態.....	1.10-1
第2	関係機関との連携	1.10-2
第3	帰宅困難者に備えた対策	1.10-2

第2章 応急対策計画

地震 2.1-1

第1節	応急活動体制.....	地震 2.1-3
第1	夜間・休日等の初期参集	2.1-4
第2	各部の準備活動	2.1-4
第3	夜間・休日等の体制	2.1-5
第4	配備体制の検討・執行	2.1-6
第5	災害対策本部.....	2.1-12
第6	応援の要請・受援体制	2.1-25
第7	応援職員等の受入体制	2.1-33
第2節	情報の収集・伝達	地震 2.2-1
第1	情報連絡体制.....	2.2-1
第2	地震・津波情報.....	2.2-5
第3	道路・鉄道・ライフライン情報.....	2.2-7
第4	被害状況の収集・伝達	2.2-8
第5	罹災（被災）証明書等の発行・減免にかかる調査.....	2.2-18
第3節	災害時の広報.....	地震 2.3-1
第1	広報活動の内容	2.3-1
第2	広報の実施手順	2.3-5
第3	報道機関への発表・協力要請.....	2.3-8
第4節	消防・救急救助活動等	地震 2.4-1
第1	消防活動.....	2.4-1
第2	救急救助活動.....	2.4-4
第3	危険物・毒劇物等対策	2.4-6
第5節	警備・交通対策.....	地震 2.5-1
第1	千葉県警察災害警備実施計画.....	2.5-1
第2	道路の交通規制等	2.5-2
第6節	園児・児童生徒などの安全確保	地震 2.6-1
第1	学校	2.6-1
第2	放課後ルーム・放課後子供教室.....	2.6-3
第3	保育所等、幼稚園	2.6-3
第7節	避難対策	地震 2.7-1
第1	津波注意報・警報発表時の避難	2.7-1
第2	避難行動要支援者等の避難支援.....	2.7-2
第3	帰宅困難者に対する支援	2.7-3
第4	警戒区域の設定	2.7-4
第5	避難情報の発令	2.7-5
第6	避難	2.7-8
第7	避難路及び避難場所の安全確保.....	2.7-10
第8	避難状況の報告	2.7-10

第9 避難所の開設.....	2.7-12
第10 避難所の運営.....	2.7-15
第11 避難所の集約・統合・撤収.....	2.7-19
第8節 応急医療救護.....	地震 2.8-1
第1 災害時の初期医療体制.....	2.8-1
第2 重症傷病者の搬送体制.....	2.8-4
第3 傷病者を収容する医療機関の確保.....	2.8-4
第4 医薬品・医療用資材の確保.....	2.8-5
第5 心のケアの実施.....	2.8-5
第9節 緊急輸送対策.....	地震 2.9-1
第1 輸送手段の確保.....	2.9-1
第2 輸送拠点・集積場所.....	2.9-3
第3 物資輸送.....	2.9-4
第10節 緊急輸送道路・港湾等の確保.....	地震 2.10-1
第1 緊急輸送道路の確保.....	2.10-1
第2 港湾施設の確保.....	2.10-2
第3 ヘリコプター臨時離発着場.....	2.10-3
第11節 ライフラインの応急対策.....	地震 2.11-1
第1 上水道.....	2.11-1
第2 公共下水道.....	2.11-2
第3 電気.....	2.11-4
第4 都市ガス.....	2.11-5
第5 電話.....	2.11-6
第6 鉄道.....	2.11-7
第12節 建物・宅地応急対策.....	地震 2.12-1
第1 被災建築物応急危険度判定.....	2.12-1
第2 被災宅地危険度判定.....	2.12-3
第3 応急仮設住宅などの確保.....	2.12-3
第4 被災住宅の応急修理.....	2.12-6
第13節 生活救援対策.....	地震 2.13-1
第1 飲料水・生活用水の供給.....	2.13-1
第2 食料品の供給.....	2.13-4
第3 生活必需品の供給.....	2.13-7
第4 災害相談窓口の開設.....	2.13-8
第14節 清掃・防疫等.....	地震 2.14-1
第1 障害物の除去.....	2.14-1
第2 災害廃棄物の処理.....	2.14-2
第3 防疫・衛生、保健活動.....	2.14-8
第4 安否不明者の捜索・遺体の安置・埋葬.....	2.14-10

第 15 節	応急教育と応急保育.....	地震 2.15-1
第 1	応急教育.....	2.15-1
第 2	応急保育.....	2.15-5
第 16 節	公共施設等の応急対策.....	地震 2.16-1
第 1	道路・橋梁.....	2.16-1
第 2	河川及び内水排除施設.....	2.16-3
第 3	その他公共施設.....	2.16-4
第 17 節	災害救助法の適用.....	地震 2.17-1
第 1	災害救助法の適用基準.....	2.17-1
第 2	滅失（罹災）世帯の算定基準.....	2.17-2
第 3	災害救助法の適用手続き.....	2.17-3
第 4	災害救助法による救助の内容等.....	2.17-4
第 5	救助業務の実施者.....	2.17-4
第 18 節	ボランティアの協力.....	地震 2.18-1
第 1	ボランティアの分類.....	2.18-1
第 2	ボランティアの活動分野.....	2.18-1
第 3	ボランティアとして活動する者.....	2.18-2
第 4	ボランティアの受入体制の整備.....	2.18-2
第 19 節	災害応援計画.....	地震 2.19-1
第 1	災害応援の基本.....	2.19-1
第 2	被災地応援活動の展開.....	2.19-1
第 3	避難者の受入れ.....	2.19-3
第 4	広域避難避難者の受入れ.....	2.19-3
第 20 節	帰宅困難者対策.....	地震 2.20-1
第 1	船橋駅・西船橋駅での帰宅困難者等の混乱防止対策.....	2.20-1
第 2	帰宅困難者の子供（生徒・児童・園児）等の保護、一時待機.....	2.20-3
第 3	一般の事業所等に対する従業員等の施設内待機協力等の呼びかけ.....	2.20-3
第 4	帰宅困難者の徒歩による帰宅支援.....	2.20-3
第 5	帰宅困難者（特別搬送者）の搬送.....	2.20-3
第3章	復旧・復興計画	地震 3.1-1
第 1 節	災害復旧事業.....	地震 3.1-2
第 1	激甚災害による復旧事業.....	3.1-2
第 2	その他の復旧事業.....	3.1-5
第 2 節	災害復興計画.....	地震 3.2-1
第 1	復興の基本的考え方.....	3.2-1
第 2	災害復興推進体制の検討.....	3.2-2
第 3 節	市民生活安定のための緊急措置.....	地震 3.3-1
第 1	災害相談窓口の設置.....	3.3-1
第 2	被災者の生活確保.....	3.3-1

第3部 風水害対策編（水防計画）.....風水害 1.1-1

第1章 予防計画	風水害 1.1-1
第1節 地域防災力の向上	風水害 1.1-2
第1 自助への取組み	1.1-2
第2 共助への取組み	1.1-2
第3 防災訓練.....	1.1-2
第2節 防災体制の整備	風水害 1.3-1
第3節 都市防災構造化の推進	風水害 1.3-1
第1 道路・橋梁の整備	1.3-1
第2 ライフライン施設の整備	1.3-1
第3 治水対策の推進.....	1.3-1
第4節 被害の軽減	風水害 1.4-1
第1 高潮対策.....	1.4-1
第2 土砂災害の防止	1.4-3
第3 危険物・毒劇物等対策	1.4-3
第4 風害その他災害の防止	1.4-3
第5 文化財の保護.....	1.4-6
第5節 安全避難の環境整備	風水害 1.5-1
第1 避難場所等の指定・整備	1.5-1
第2 避難誘導体制の整備	1.5-1
第3 避難所運営体制の整備	1.5-3
第6節 救援・救護体制の整備	風水害 1.6-1
第1 救急・救助・応急医療体制の整備	1.6-1
第2 ごみ処理体制の整備	1.6-2
第3 し尿処理体制の整備	1.6-2
第4 防疫・保健衛生体制の整備.....	1.6-2
第7節 備蓄体制の整備.....	風水害 1.7-1
第1 備蓄品の整備.....	1.7-1
第2 備蓄庫等の整備	1.7-1
第3 緊急調達体制の整備	1.7-1
第8節 緊急輸送の環境整備	風水害 1.10-1
第9節 要配慮者の安全確保	風水害 1.10-1
第10節 帰宅困難者の安全確保.....	風水害 1.10-1
第1 想定される事態.....	1.10-1
第2 関係機関との連携	1.10-1
第3 帰宅困難者に備えた対策	1.10-1

第11節	旋風・突風・竜巻対策.....	風水害 1.11-1
第1	基本方針.....	1.11-1
第2	予防計画.....	1.11-2
第2章	応急対策計画	風水害 2.1-1
第1節	応急活動体制.....	風水害 2.1-3
第1	夜間・休日等の初期参集.....	2.1-4
第2	配備体制の検討・執行.....	2.1-5
第3	災害対策本部.....	2.1-13
第4	応援の要請・受援体制.....	2.1-17
第2節	情報の収集・伝達.....	風水害 2.2-1
第1	情報連絡体制.....	2.2-1
第2	気象等注意報・警報.....	2.2-1
第3	水防警報等.....	2.2-3
第4	雨量・水位情報の収集・伝達.....	2.2-6
第5	被害状況の収集・伝達.....	2.2-6
第6	罹災証明書等の発行・減免にかかる調査.....	2.2-6
第3節	災害時の広報.....	風水害 2.3-1
第1	広報活動の内容.....	2.3-1
第2	広報の実施手順.....	2.3-2
第3	報道機関への発表・協力要請.....	2.3-4
第4節	消防・救急救助活動等.....	風水害 2.4-1
第1	消防活動.....	2.4-1
第2	救急救助活動.....	2.4-2
第3	危険物・毒劇物等対策.....	2.4-2
第5節	水防活動.....	風水害 2.5-1
第1	活動内容.....	2.5-1
第2	重要水防区域.....	2.5-3
第3	高潮・波浪.....	2.5-3
第6節	土砂災害対策.....	風水害 2.6-1
第1	現地調査及び警戒.....	2.6-1
第2	広報及び避難体制.....	2.6-2
第7節	警備・交通対策.....	風水害 2.8-1
第8節	避難対策.....	風水害 2.8-1
第1	避難情報の発令基準.....	2.8-1
第2	津波注意報・警報発表時の避難.....	2.8-4
第3	避難行動要支援者等の避難支援.....	2.8-4
第4	帰宅困難者に対する支援.....	2.8-5
第5	浸水想定区域における避難.....	2.8-5
第6	浸水想定区域等の要配慮者利用施設等.....	2.8-5

第9節	応急医療救護.....	風水害 2.8-6
第10節	緊急輸送対策.....	風水害 2.8-6
第11節	緊急輸送道路・港湾等の確保	風水害 2.8-6
第12節	ライフラインの応急対策.....	風水害 2.12-1
第1	上水道.....	2.12-1
第2	公共下水道.....	2.12-1
第3	電気.....	2.12-1
第4	都市ガス.....	2.12-2
第5	電話.....	2.12-2
第6	鉄道.....	2.12-2
第13節	建物・宅地応急対策.....	風水害 2.21-1
第14節	生活救援対策.....	風水害 2.21-1
第15節	清掃・防疫等.....	風水害 2.21-1
第16節	応急教育と応急保育.....	風水害 2.21-1
第17節	公共施設等の応急対策.....	風水害 2.21-1
第18節	災害救助法の適用	風水害 2.21-1
第19節	ボランティアの協力.....	風水害 2.21-1
第20節	災害応援計画.....	風水害 2.21-1
第21節	帰宅困難者対策.....	風水害 2.21-1
第22節	旋風・突風・竜巻対策.....	風水害 2.22-1
第1	応急対策計画.....	2.22-1
第3章	復旧・復興計画	風水害 3.1-1

第4部 大規模事故対策編..... 事故 1.1-1

第1章	基本方針	事故 1.1-1
第1節	大規模事故対策の基本方針.....	事故 1.1-2
第1	基本的考え方.....	1.1-2
第2	対策の実施者.....	1.1-2
第2節	大規模事故対策の組織体制.....	事故 1.2-1
第1	組織体制の考え方.....	1.2-1
第2	大規模事故対策の組織体制.....	1.2-2
第2章	災害種別対策計画	事故 2.1-1
第1節	放射性物質事故対策.....	事故 2.1-2
第1	基本方針.....	2.1-2
第2	予防計画.....	2.1-3
第3	応急対策計画.....	2.1-4
第2節	大規模火災対策.....	事故 2.2-1
第1	基本方針.....	2.2-1
第2	予防計画.....	2.2-2

第3	応急対策計画.....	2.2-3
第3節	危険物等災害対策.....	事故 2.3-1
第1	基本方針.....	2.3-1
第2	予防計画.....	2.3-3
第3	応急対策計画.....	2.3-4
第4節	海上災害対策.....	事故 2.4-1
第1	基本方針.....	2.4-1
第2	予防計画.....	2.4-2
第3	応急対策計画.....	2.4-3
第5節	油等海上流出災害対策.....	事故 2.5-1
第1	基本方針.....	2.5-1
第2	予防計画.....	2.5-4
第3	応急対策計画.....	2.5-5
第6節	航空機災害対策.....	事故 2.6-1
第1	基本方針.....	2.6-1
第2	予防計画.....	2.6-2
第3	応急対策計画.....	2.6-3
第7節	鉄道災害対策.....	事故 2.7-1
第1	基本方針.....	2.7-1
第2	予防計画.....	2.7-2
第3	応急対策計画.....	2.7-2
第8節	道路災害対策.....	事故 2.8-1
第1	基本方針.....	2.8-1
第2	予防計画.....	2.8-3
第3	応急対策計画.....	2.8-4

第5部 その他の災害対策編.....その他 1.1-1

第1章	降灰対策編.....	その他 1.1-1
第1節	対策の考え方.....	その他 1.1-1
第1	計画策定の主旨.....	1.1-1
第2	基本的な考え方.....	1.1-1
第2節	予防対策.....	その他 1.2-1
第1	予防計画.....	1.2-1
第2	火山灰仮置場の確保.....	1.2-1
第3	火山灰処分場の確保.....	1.2-2
第4	備蓄品の整備について.....	1.2-2
第3節	応急対策.....	その他 1.3-1
第1	降灰対策本部.....	1.3-1
第2	応急対策活動.....	1.3-2

第1部 総則

第1章 総則

第1節 計画の策定方針

第1 計画の目的

1. 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、船橋市防災会議が作成する計画であって

- 市及び防災関係機関や公共的団体その他市民が総力を結集し
- 平常時からの災害に対する備えと
- 災害発生時の適切な対応を図るための大綱を定めることにより、
- 市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに
- 災害による被害を軽減することをもって
- 社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

2. 東日本大震災の特徴、課題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災によって、以下のような地震の特徴、課題が明らかとなった。

- 巨大な地震・津波による甚大な人的・物的被害が発生
- 実際と大きくかけ離れた従前の想定
- 原子力発電所の事故による被災や湾岸部の液状化など、災害の複合化
- 想定できなかったM9.0の巨大な地震と被害の広域化
- 自治体機能の低下や喪失
- 海岸保全施設等に過度に依存した防災対策
- 帰宅困難者の大量発生

本計画を見直すにあたっては、

- 東日本大震災によってもたらされた甚大な被害から得た教訓を活かして、災害に強いまちづくりを進めていかなければいけない。
- 国や県の防災指針や被害想定の見直しに応じて、防災対策全般について必要な見直しを行うことが求められる。

〇市の防災行政の基本計画と位置づけられる船橋市地域防災計画は、市民にとってより分かりやすく、市職員にとってもより使いやすい計画でなければならない。
という3点に留意し、以下のように計画の体系を修正した。

【基本的な考え方】

- 〇日頃の防災に対する取組みを強化し、市民、事業者、市職員、学校教職員、関係機関の職員が一体となって減災・防災に取り組む。
- 〇要配慮者、女性などに配慮した計画づくりを進める。
- 〇既往の防災対策を見直すとともに、放射線災害対策や帰宅困難者対策など、想定を超えた新たな課題への対応を行う。
- 〇計画の体系を再構築し、図やイラストを用いて、見やすく分かりやすい計画を目指す。

（１）災害に強い人・組織・地域の育成促進

- 〇職員の参集体制・基準の見直し、迅速な初動体制づくり
- 〇地域防災力向上に向けた啓発・防災教育の強化
- 〇災害対策本部体制の充実・効率化
- 〇ボランティアとの協力・連携体制の強化

（２）災害に強い都市の建設推進

- 〇都市の不燃化、耐震化のさらなる推進
- 〇防災関連施設の耐震化、防災機能の強化
- 〇治水対策、液状化対策など被害の軽減施策の推進

（３）災害時に適切に対応できる体制・仕組みの環境整備

- 〇停電時の電源供給体制の整備
- 〇情報の集約・整理方法の見直しと情報伝達手段の拡充
- 〇応急活動の役割分担と連携の明確化、バックアップ体制の充実
- 〇物資の備蓄充実と輸送環境の整備
- 〇帰宅困難者の発生抑制・早期解消に向けた環境の構築
- 〇要配慮者の安全確保の仕組みづくり
- 〇民間事業者と連携した支援体制の確立
- 〇災害受援体制の確立
- 〇放射線災害への体制づくり
- 〇他自治体からの避難者の受入れ体制の確立



（１）災害に強い人・組織・地域の育成促進

災害時の対応は自助・共助・公助の３つの観点に区分される。自分や家族の身を自分たちで守る「自助」、地域や仲間助け合う「共助」、行政機関や公共企業による「公助」、これらがいかに迅速かつ的確に行われるかが、被害の軽減、支援の充実につながる。

「自助」という観点からは、市民ひとりひとりが、家庭や学校、職場で日頃からいざというときに備えていかに準備をしておくかがキーとなる。また、「共助」においては、地域における防災活動の担い手である町会・自治会、マンション管理組合、自主防災組織、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会（地区社会福祉協議会含む）等の日頃からの活動を通じて、市民同士が力をあわせて防災対策に取り組んでいくことが大切である。そのためには、日頃から自主防災組織を通じて防災訓練を実施したり、防災に関する情報に触れる機会を増やしたり、さらに学校において防災教育を強化したり、といった取組みを推進していかなければならない。また、行政職員や市民以外の外部の支援者も「共助」のひとつとしてうまく活用するために、ボランティアとの協力・連携体制の強化を進めることも重要である。

「公助」においては、応急・復旧業務の迅速な遂行や重要な業務の継続が必要となる。職員の参集体制・参集基準の見直しや暫定再任用職員等の動員のほか、市の人材の利活用と再配置によって、初動体制を再構築するとともに、スムーズな応急活動が実現するように、災害対策本部体制の充実・効率化を進めることが求められる。

（２）災害に強い都市の建設推進

家屋の倒壊、延焼火災の発生を抑止することができれば、地震により発生するおそれのある一次・二次災害のかなりの部分は軽減される。

また、ブロック塀や自動販売機等の倒壊・転倒、ガラスや看板等の落下の危険性を解消しておくことができれば、さらに地震時の被害を軽減させることができる。

さらに、広域的な延焼火災が発生しても、緊急に難を避けることができる「安全地帯」が確保されていれば、生命の安全だけは確保できる。防災関連施設は、必要とする市民の拠り所として、耐震性の確保、防災機能の強化に努めなければならない。

東日本大震災でも広範な被害の出た液状化に対する対策や、風水害に対する治水対策も必要である。

行政、市民、事業所がそれぞれの持分において、「被害を発生させない、拡大させないまちづくり」に相応の貢献をしなければならない。

（３）災害時に適切に対応できる体制・仕組みの環境整備

市や防災関係機関は、収集される多様な情報の集約・整理方法の見直しと情報伝達手段の拡充や、応急活動の役割分担と連携の明確化、バックアップ体制の充実を図ることが求められる。

市や防災関係機関が取組むことはもちろん、物資の備蓄充実も家庭でも進めることが望まれるし、帰宅困難者の発生抑制・早期解消のためには、学校や職場の協力、鉄道事業者や商業施設との連携も求められる。要配慮者の安全確保のためには、要配慮者自身による地域との積極的な関わりや、市、防災関係機関のほか、地域における隣近所や町会・自治会、自主防災組織など地域住民を含む体制づくりが欠かせない。

また、大規模な災害が発生した際は、全国の自治体からの支援がないと災害対応を十分に行うことができないが、支援の受入れにまで手が回らず、応援職員に対して明確な指示や調整が出来ないということのないように、事前の体制づくりが重要となる。東日本大震災では県外の原子力発電所事故に起因する放射性物質事故が発生し、農林産物の出荷制限など、市民生活に様々な影響が及んだことから、これらの事故に迅速に対応し被害の軽減を図れる体制づくりを行う必要がある。

災害時への備えを可能な限り尽くして、なお不測の事態に際して、災害を最小限にとどめるため、市、防災関係機関、事業所、団体及び市民は、災害時行動力の向上に努め、ソフト面の充実を図らなければならない。

第2 計画の性格及び災害の範囲

1. 計画の目的

この計画は、市域に係る防災に関し、市の処理すべき事務または業務を中心として、防災関係機関、公共的団体及び市民の処理分担すべき事務、業務または任務を包括する総合的かつ基本的な計画である。

この計画は、県、防災関係機関、公共的団体及び市民の果たすべき役割を明確にするとともに、各機関等が防災に関し行う事務、業務または任務を有機的に結合した計画である。

この計画は、災害及び災害の防止に関する科学研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行われた災害応急対策の効果を考えあわせ、恒久的に検討を加えていくべき計画である。

2. 計画の構成と対象とする範囲

この計画の構成及び対象範囲は次のようになっている。

- (1) 総 則・・・市域における防災体制及び防災基本方針を示す。
- (2) 地震・津波災害対策編・・・地震による災害（建造物の倒壊、大規模火災、津波等）に対する対策を示す。「予防計画」、「応急対策計画」、「復旧・復興計画」で構成される。
- (3) 風水害対策編・・・台風・豪雨等による災害（高潮、河川の氾濫、浸水、土砂災害等）に対する対策を示す。「予防計画」、「応急対策計画」、「復旧・復興計画」で構成される。当該編は、水防法第33条に基づく水防計画を兼ねたものとする。
- (4) 大規模事故対策編・・・放射性物質事故、大規模な火災、交通事故、海難・航空機事故などに対する対策を示す。各種災害の「予防計画」、「応急対策計画」を示す。
- (5) 資 料 編・・・各計画と関連する図表、例規、その他資料を掲載する。

第3 他の計画との関係

1. 防災基本計画及び県地域防災計画との関係

国の中央防災会議の作成する防災基本計画は、地域防災計画において重点をおくべき事項について定めている。また、災害対策基本法の規定により、この地域防災計画は、指定行政機関と指定公共機関※の防災業務計画や千葉県の地域防災計画に抵触することがないように策定されたものである。

※ 指定行政機関：内閣府、国家公安委員会、原子力安全・保安院、各省庁

指定公共機関：国や地方公共団体と協力して緊急事態などに対処する医療・電気・通信・放送・ガス・運送事業者などの機関

2. 消防計画との関係

消防組織法の規定による消防計画は、地域防災計画に基づく消防に関する計画であり、火災・風水害・震災等の災害から、市民の生命、身体及び財産を保護し、その被害を軽減することを目的としている。

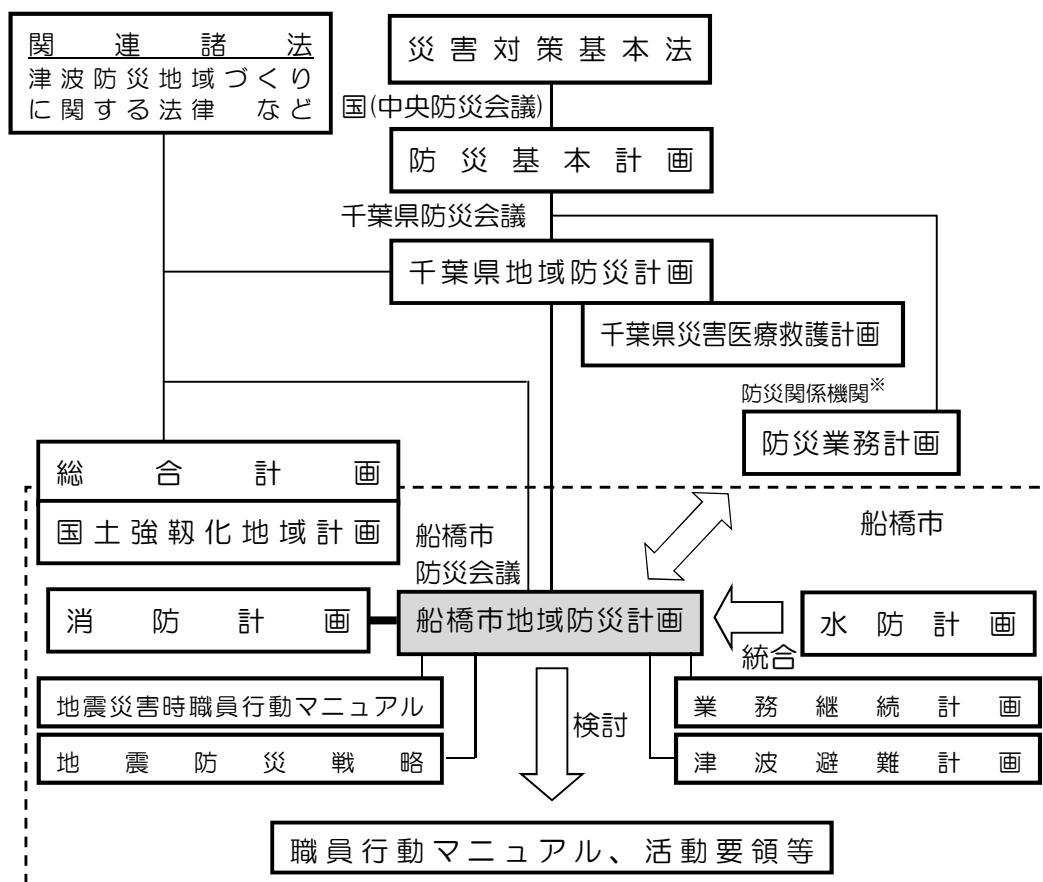
3. 総合計画との関係

この計画は、「船橋市総合計画」に基づき実施する諸施策と整合を図るものである。したがって総合計画に修正が生じ、この計画を修正する必要がある場合は、防災会議において調整を図るものとする。

4. 国土強靱化地域計画との関係

国土強靱化地域計画は、発災前の施策を対象とし、いかなる自然災害等が起ころうとも対応できるような社会・経済システムを事前に構築していくという視点から取りまとめたものであり、地域防災計画に対しても指針となる計画である。

■地域防災計画の位置づけ



※ 防災関係機関：災害対策基本法に規定する指定行政機関及び指定公共機関

第4 計画の修正

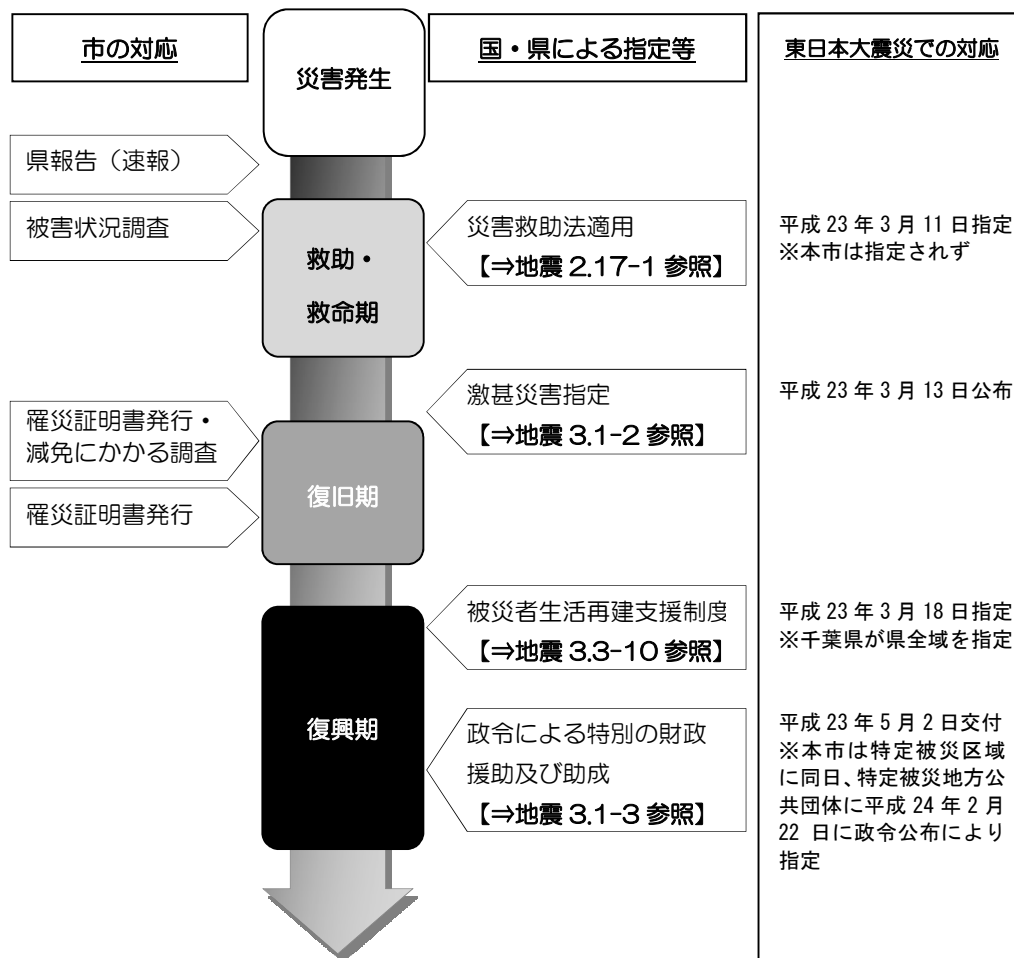
この計画は、防災に関する恒久的な基本計画であるが、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、防災会議において修正する。

第2節 各機関の処理すべき事務または業務の大綱

第1 市

市は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関し、次のことを実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として災害救助にあたることとなる。

なお、応急・復旧・復興対策については、下図のように災害救助法など関連法に基づく適用時期や助成措置申請に伴う事務作業にも考慮するものとする。



機関	事務または業務の大綱
船 橋 市	1. 市防災会議及び市災害対策本部に関すること 2. 市災害医療対策本部に関すること 3. 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること 4. 災害による被害の調査、報告と情報の収集並びに災害時の広報に関すること 5. 防災都市づくり事業の推進その他災害の防除と拡大防止に関すること 6. 救助、救護、防疫等罹災者の保護及び保健衛生に関すること 7. 災害応急対策用資材及び災害復旧用資材の確保に関すること 8. 被災産業に対する融資等の対策に関すること 9. 被災市営施設の応急対策、復旧に関すること 10. 災害時における応急教育に関すること 11. 医療、助産に関すること 12. 災害時における保健衛生、清掃、防疫に関すること 13. 災害時における交通、輸送の確保に関すること 14. 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること 15. 被災者の生活再建支援及び生活困窮者に対する支援に関すること 16. 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び近隣市間及び相互応援協定締結市等の相互応援協力に関すること 17. 要配慮者等の安全確保に関すること 18. 気象情報の収集、及び受領・伝達に関すること及び警報に基づく避難情報の発令に関すること 19. 義援金の授受に関すること 20. 避難所の開設・設置に関すること 21. 物資・資機材の備蓄に関すること 22. 協定締結促進及び支援要請など民間事業者との協定に関すること 23. 防災思想の普及、並びに市内の公共的団体及び自主防災組織の育成、指導に関すること
市 消 防 局	1. 火災、水害等の予防、警戒、防ぎょに関すること 2. 人命の救出、救助及び応急救護に関すること 3. 消防、水防その他の応急措置に関すること 4. 火災、水害等の情報の伝達に関すること 5. 危険物等の安全確保のための指導に関すること
市 消 防 団	1. 災害の予防、警戒、防ぎょに関すること 2. 災害時の避難誘導、救助、防ぎょに関すること

第2 県

機関	事務または業務の大綱
千葉県	1. 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関する事 2. 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関する事 3. 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関する事 4. 災害の防除と拡大の防止に関する事 5. 災害時における防疫その他保健衛生に関する事 6. 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関する事 7. 被災産業に対する融資などの対策に関する事 8. 被災県営施設の応急対策に関する事 9. 災害時における文教対策に関する事 10. 災害時における社会秩序の維持に関する事 11. 災害対策要員の動員、雇上げに関する事 12. 災害時における交通、輸送の確保に関する事 13. 被災施設の復旧に関する事 14. 市が処理する事務及び事業の指導、指示、あっせん等に関する事 15. 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び隣接都 県市間の相互応援協力に関する事 16. 災害救助法に基づく被害者の救助、保護に関する事 17. 被災者の生活再建支援に関する事 18. 市が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関する事

第3 その他の機関

分野	区分	機関の名称
行政 全般	県機関	1. 県葛南地域振興事務所
	指定地方 行政機関	2. 千葉労働局（船橋労働基準監督署） 3. 地方厚生局
土木・ 建設	県機関 公共の団体	1. 県葛南土木事務所 2. 千葉県建設業協会京葉支部・船橋建設業協同組合 3. 地方測量部
	港湾	1. 県葛南港湾事務所（中央支所含む）
	道路	1. 国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所
水道	県機関	1. 千葉県企業局（船橋水道事務所）
警察	県機関	1. 千葉県警察本部（船橋警察署、船橋東警察署）
教育	県機関	1. 教育庁葛南教育事務所
	公共の団体、 重要施設	2. 各学校法人
財務	指定地方 行政機関	1. 財務省関東財務局千葉財務事務所 2. 各金融機関
情報・ 通信	指定地方 行政機関	1. 東京管区气象台（銚子地方气象台） 2. 総務省関東総合通信局
	指定公共機関	3. 日本郵便(株)（船橋郵便局、船橋東郵便局） 4. 東日本電信電話(株)千葉西支店 5. (株)NTT ドコモ 6. KDDI(株) 7. ソフトバンク(株)
	公共の団体	8. 船橋市アマチュア無線非常通信連絡会
放送	指定公共機関	1. 日本放送協会千葉放送局
	指定地方 公共機関	2. 千葉テレビ放送(株) 3. (株)ベイエフエム
	公共の団体	4. (株)ジェイコム千葉 YY 船橋習志野局
エネルギー	指定公共機関	1. 東京電力パワーグリッド(株)京葉支社
	指定地方 公共機関	2. 京葉瓦斯（ガス）(株) 3. (公社)千葉県 LP ガス協会（船橋支部）
環境	指定地方 行政機関	1. 地方環境事務所
経済・ 産業	指定地方 行政機関	1. 関東経済産業局
	公共の団体、 重要施設	2. 船橋商工会議所 3. 船橋市商店会連合会 4. 大型商業施設
農林・ 水産	指定地方 行政機関	1. 農林水産省関東農政局（千葉県拠点含む）
	公共の団体	2. 市川市農業協同組合 3. ちば東葛農業協同組合 4. 船橋市漁業協同組合

分 野	区分	機関の名称
医療・ 救護・ 救助	自衛隊	1. 陸上自衛隊習志野駐屯地第一空挺団
	指定公共機関	2. 日本赤十字社千葉県支部
	指定地方 公共機関	3. (公社)千葉県医師会 4. (一社)千葉県歯科医師会 5. (一社)千葉県薬剤師会 6. (公社)千葉県看護協会 7. (一社)千葉県助産師会
	公共的団体、 重要施設管理者	8. (一社)船橋市医師会 9. (公社)船橋歯科医師会 10. (一社)船橋薬剤師会 11. (公社)千葉県看護協会船橋地区 12. 千葉県柔道整復師会船橋・鎌ヶ谷支部 13. 各医療機関管理者
福祉	公共的団体、 重要施設管理者	1. 船橋市社会福祉協議会 2. 各社会福祉施設管理者 3. 船橋市赤十字奉仕団
衛生	公共的団体	1. (公社)船橋市清美公社

輸送・ 交通	指定地方 行政機関	1. 関東運輸局千葉運輸支局 2. 第三管区海上保安本部千葉海上保安部
	指定公共機関	3. 東日本旅客鉄道(株)千葉支社 4. 日本通運(株)千葉支店（船橋支店） 5. 東日本高速道路(株)（千葉管理事務所） 6. 佐川急便(株) 7. ヤマト運輸(株) 8. 西濃運輸(株)
	指定地方 公共機関	9. 東武鉄道(株) 10. 京成電鉄(株) 11. 新京成電鉄(株) 12. 東京地下鉄(株) 13. 北総鉄道(株) 14. 東葉高速鉄道(株) 15. (一社)千葉県トラック協会（船橋支部） 16. (一社)千葉県バス協会
自治・ 連携	公共的団体	1. 自主防災組織 2. 船橋市自衛消防協会 3. 船橋市自治会連合協議会（町会、自治会） 4. 船橋市民生児童委員協議会
	その他	5. 各市民、事業所 6. 各ボランティア団体 7. 協定先となる各事業所・団体

第3節 市の概況

第1 自然的条件

1. 位置

(1) 位置

市は、東京都心部から 20km 圏、千葉市中心部から 15km 圏にあり、東京湾奥の中心部に位置する。

(2) 緯度、経度

市役所（湊町2丁目 10 番 25 号）の緯度、経度は次のとおりである。

東 経	139° 58' 57"
北 緯	35° 41' 41"

※緯度経度は日本測地系 2000 による

(3) 隣接市

市の隣接市は、次のとおりである。なお、南は東京湾に面している。

東	習志野市、八千代市
西	市川市
北	鎌ヶ谷市、白井市

2. 面積、広がり及び高度

市の面積、広がり及び高度は、次のとおりであり、千葉県面積の約 60 分の 1 を占める。なお、海岸線延長は 12km である。

面 積	広がり		高度	
	東西	南北	最高	最低
85.62k m ²	13.86 km	14.95 km	32.3m	0.2m

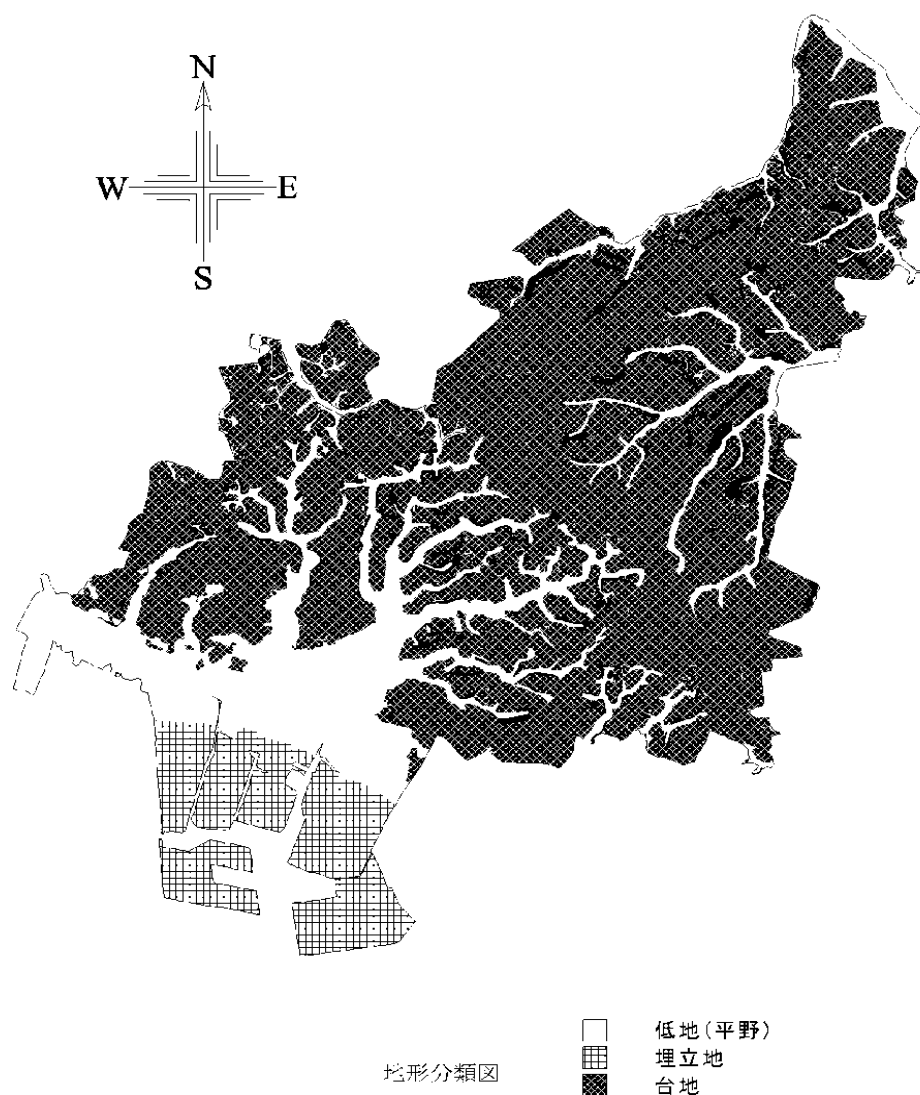
3. 地形、地質

市の地形は、下総台地と東京湾岸低地を主とする低地に大別できる。

下総台地は、千葉県の北半部を占めており、海拔 20～100 m の比較的平坦な地形を形成している。市域の中～北部のほとんどは台地となっており、最高点は習志野 3 丁目付近の 32.3m であり、平均 24m 程度となっている。また、その中に谷津が刻まれている。

また、低地は、東京湾にそそぐ江戸川がつくる三角洲や海岸平野、海老川や桑納川などの河川により侵食された谷に沖積層が堆積し形成された谷底平野、台地前面にひろがる浜堤・砂州、海面の大規模な埋め立て等による人工地形からなる。

地質については、北部の台地は、関東ローム層と呼ばれる赤土で占められ、谷底平野は、砂質、粘土質及び腐植土などで構成された沖積層で卓越しており、また、臨海部は、埋立地堆積物から構成されている。



市内には、利根川水系の真間川・神崎川・二重川・桑納川といった一級河川や、海老川及びその水系の長津川・飯山満川といった二級河川などが流れている。



4. 気象

気象は、東京湾に面した海洋性の気象で、関東平野中心部の気象区に属し、1年を通じおおむね温暖な気候となっている。なお、過去5年間の平均気温は 16.6℃、年間平均降水量は約 1,280mm となっている。

第2 社会的条件

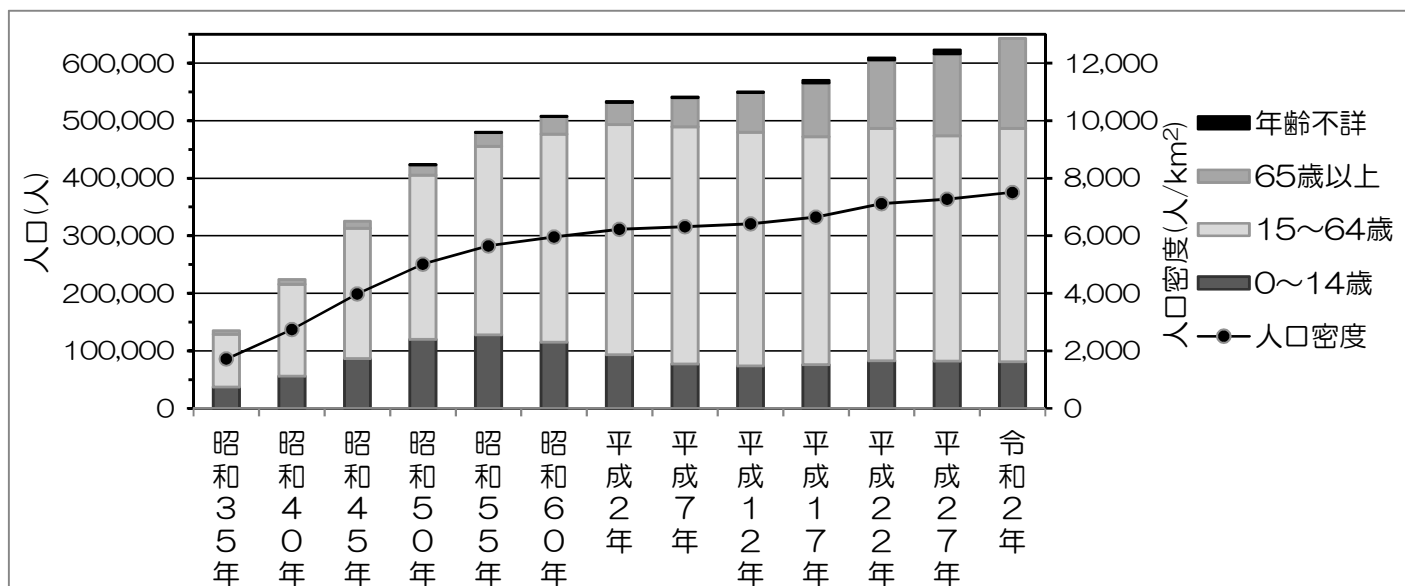
1. 人口

(1) 人口と世帯

東京都心部から 20km 圏にある立地条件や交通機関の整備、大規模団地の造成などによる宅地化の進展により市の人口は、昭和 35 年から 50 年にかけて急激に増加した。

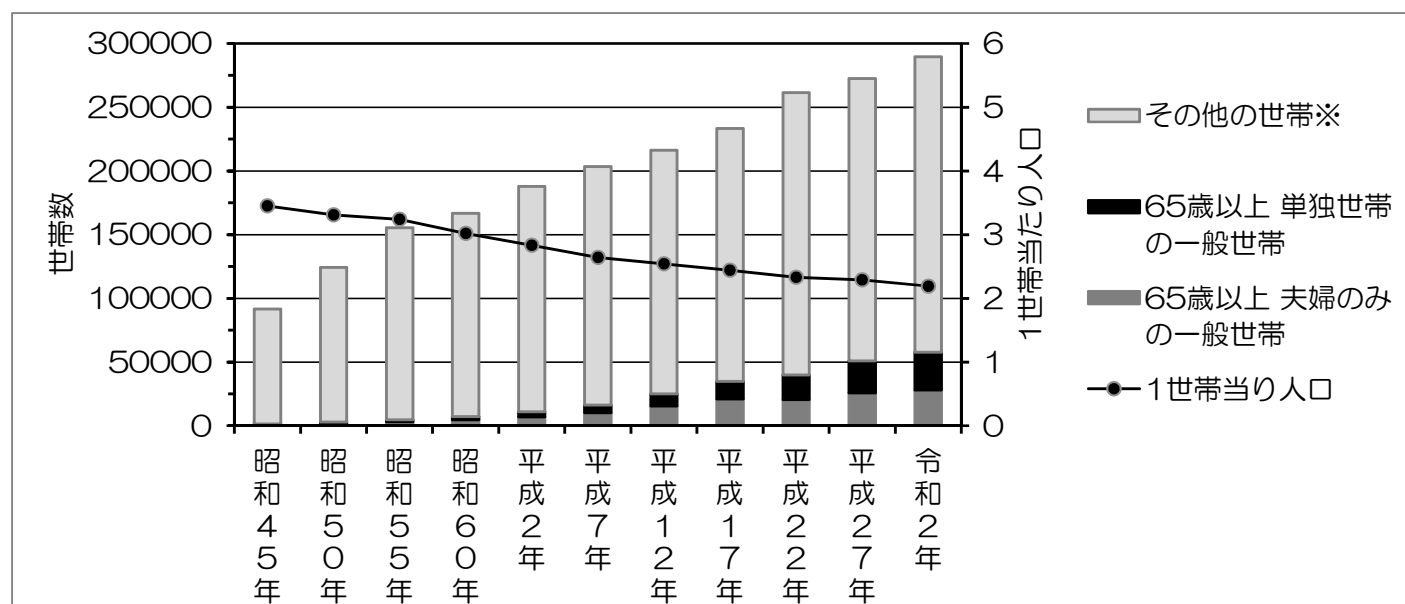
その後、昭和 50 年代後半から人口増加の割合は、次第に緩やかになったが、近年再び増加傾向にあり、令和 5 年 4 月現在の人口は約 64 万人である。

年齢別人口は、生産年齢人口（15～64 歳）の割合が約 6.3 割、老年人口（65 歳以上）は約 2.4 割である。1 世帯当たり人口は、昭和 60 年代以後 3 人を割り、継続して減少傾向にある。一方で 65 歳以上のみの世帯は年々増加傾向にある。



年齢区分別人口・人口密度の推移（国勢調査）

※人口には年齢不詳は含まない



世帯数・65 歳以上の世帯・1 世帯当たり人口の推移（国勢調査）

※世帯の種類「不詳」を含む。昭和 55 年までは、普通世帯の数値（各年 10 月 1 日）

（2）昼夜間人口

夜間人口	昼間人口	流出口口	流入人口	残留人口
642,907	542,642	232,841	111,966	410,066

（令和 2 年 10 月 1 日国勢調査）

2. 交通

(1) 道路

広域的な連携機能を担う京葉道路、東関東自動車道の自動車専用道路2路線や主要な幹線道路である国道14号（千葉街道）、国道16号、国道357号や 県道8号（主要地方道船橋我孫子線）などの国県道のほか、都市計画道路の整備により幹線道路網を構成している。

京葉道路、東関東自動車道の自動車専用道路2路線については、市南端部の市川市境から習志野市境にかけて、原木、船橋、湾岸市川、谷津船橋及び花輪の5インターチェンジが設置されている。

(2) 鉄道

市域の鉄道は、東西方向にJR総武線、京葉線、東京メトロ東西線、東葉高速線及び京成本線、南北方向では、JR武蔵野線、東武アーバンパークライン、新京成線、また、北部地域には北総線の9路線がある。

内陸部の宅地化に伴う交通需要の増加により、JR船橋駅をはじめとする各乗換え駅では非常に混雑している状況となっている。市内35駅における1日の平均乗車人数（令和3年度）は、約77万人に達している。このうち、JR船橋駅の乗車人数は1日約11万人、JR津田沼駅約8万人、JR及び東京メトロ西船橋駅がそれぞれ約11万人であり、市内鉄道交通の拠点となっている。

また、市内に停車駅はないが、都心から京成線、北総線を経由して成田空港に直結する成田スカイアクセスが平成22年7月に開通した。

3. 土地利用

市の地目別面積を見ると、下表のようになっている。宅地が約5割近く、田畑は1割強の土地利用となっている。

【単位】面積：km²、割合：%

地目	田	畑	宅地	山林	牧場	原野	雑種地	その他
面積	2.14	9.51	42.15	2.85	0.02	0.02	10.42	18.49
割合	2.50	11.11	49.23	3.33	0.02	0.02	12.17	21.60

（R5.1.1 現在）

第4節 計画の前提条件

第1 想定地震による被害

1. 前提条件・想定地震

市が平成29・30年に実施した防災アセスメント調査業務の調査結果による。

想定地震名	マグニチュード (Mw※)	破壊開始点 深さ (km)	地震タイプ
千葉県北西部直下地震	Mw = 7.3	50	プレート内部

- ・地震発生の季節・時刻 冬の18時
- ・気象条件 風速8.0m/s（風向北北西）、湿度50%
- ・人口・世帯 平成29年4月1日の人口及び世帯

※ モーメントマグニチュード（Mw）とは、地震を引き起こした断層（震源断層）の面積や断層における平均変位、断層付近の地殻の剛性率から求められる、開放されたひずみエネルギーに対応するマグニチュードで、地震計で観測された地震の変位振幅または速度振幅から求めた地震の規模である気象庁マグニチュード（Mj）と異なる

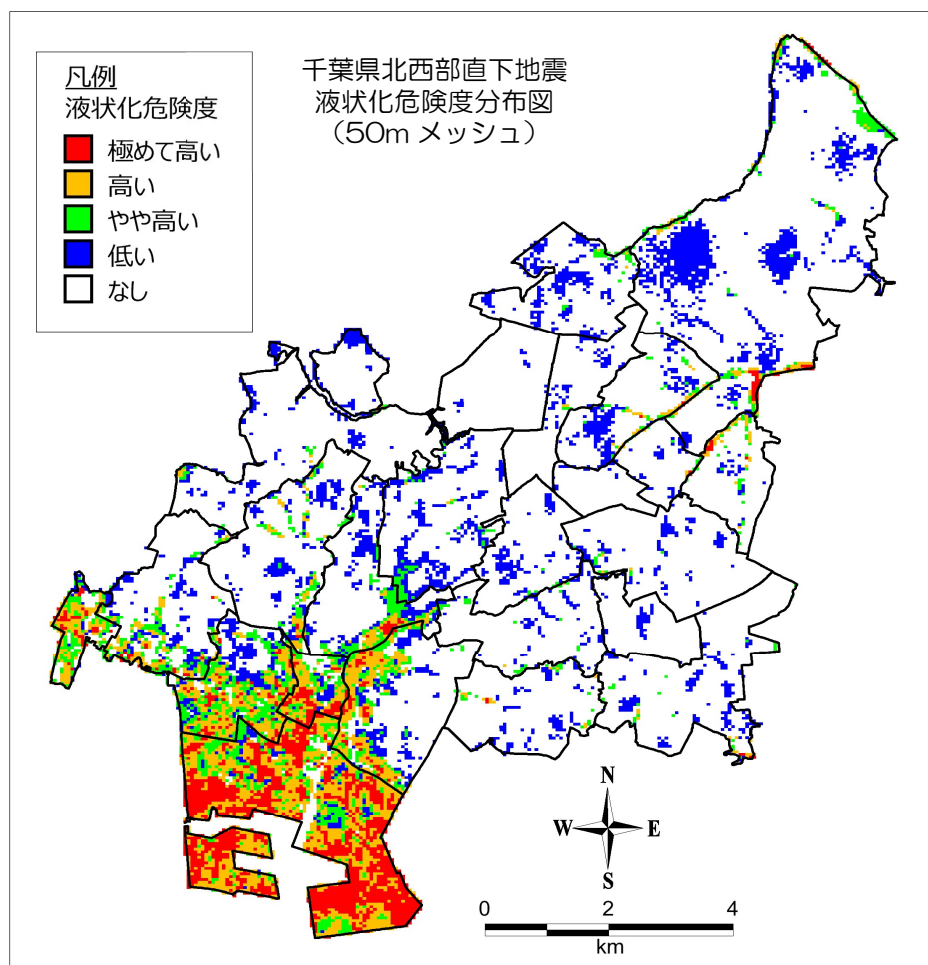
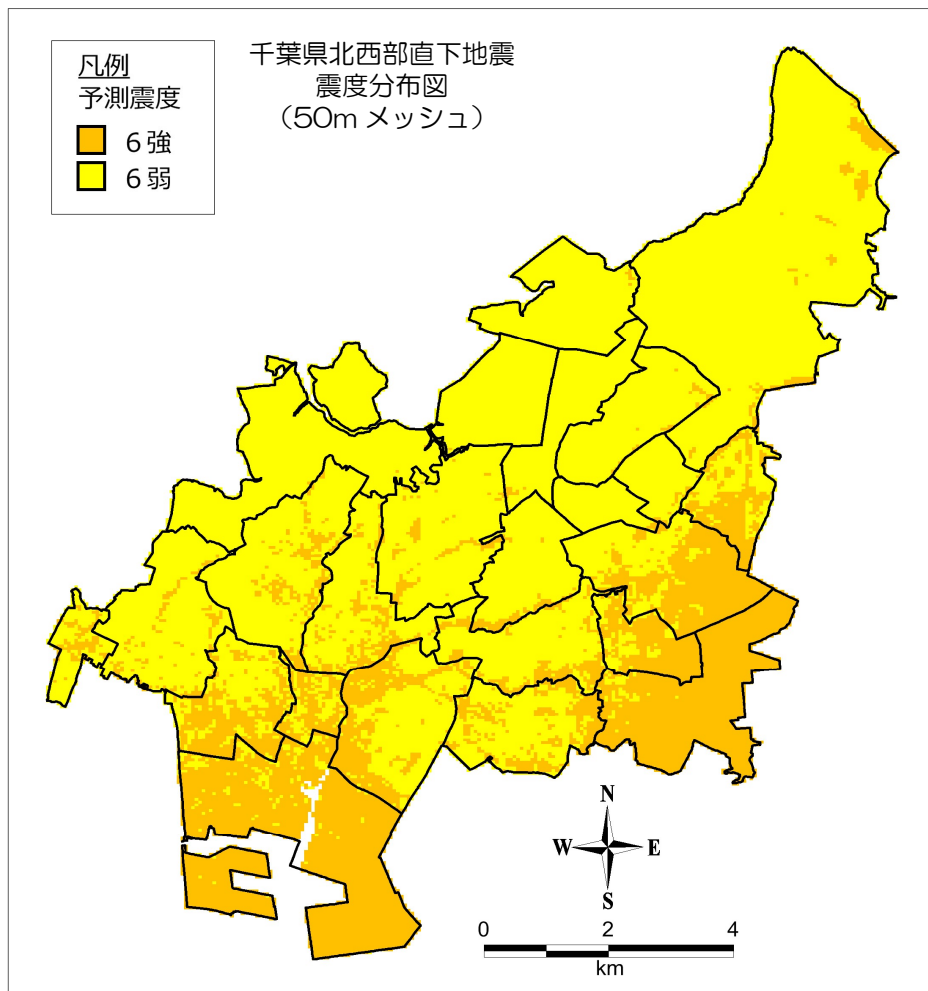
2. 想定された震度等

（1）震度

市南側の低地部及び市東部の低地～台地部の幅広い範囲と、台地上の谷底低地の一部において震度6強。それ以外の範囲では震度6弱。

（2）液状化

市南部の低地において、液状化危険度の高い領域が広がっている。これに対して市の北側の台地では、河川沿いに液状化危険度の高い領域が分布する以外は液状化危険度は低くなっている。



3. 想定された被害量

地震被害予測結果は、想定した地震が発生すると、どのような被害が発生するかを推定し、地震防災対策の基礎資料とするものである。

地震被害予測結果

想定地震	千葉県北西部 直下地震	規模	マグニチュード 7.3	
		タイプ	プレート内部	
		震源の深さ（破壊開始点の深さ）	約 50km	
物的被害	建物被害 （冬 18 時、風速 8m/s）	全壊・焼失棟数	17,310 棟	
		半壊棟数	20,770 棟	
	交通施設	道路施設	緊急輸送道路（橋梁）	0 箇所（大規模損傷）
			緊急輸送道路（平面道路）	4 箇所
		鉄道施設	不通区間（区間）	14 区間
		港湾施設	被害バース数（バース）	41 バース
	ライフライン施設 （直後）	電力	停電率（％）	89％
		上水道	断水率（％）	65％
		下水道	機能支障率（％）	3％
		都市ガス	供給停止率（％）	100％
人的被害	死傷者数 （冬 18 時）	死者数	揺れ（建物倒壊）	550 人
			急傾斜地崩壊	－人
			火災	240 人
			ブロック塀等の転倒ほか	－人
			小計	790 人
		重傷者	揺れ（建物倒壊）	720 人
			急傾斜地崩壊	－人
			火災	120 人
			ブロック塀等の転倒ほか	5 人
			小計	850 人
		軽傷者	揺れ（建物倒壊）	3,230 人
			急傾斜地崩壊	－人
			火災	320 人
			ブロック塀等の転倒ほか	20 人
			小計	3,570 人
		死傷者数合計		5,210 人
	避難者数 （冬 18 時）	1 日後	91,770 人	
		3 日後	175,910 人	
		1 週間後	157,340 人	
		2 週間後	187,600 人	
		1 ヶ月後	130,860 人	
	帰宅困難者数 （昼 12 時）	主要駅周辺で帰宅困難となる人	36,400 人	
		主要駅から外出して帰宅困難となる人	40,600 人	
		合計	77,000 人	
	自力脱出困難者数（冬 5 時）		4,910 人	
その他	エレベーター停止台数		約 460 台	
	震災廃棄物発生量		約 3,130,000 トン	
	文化財（揺れや火災の影響を受ける恐れのある建造物）		6 棟	
	直接経済被害額		22,340 億円	

※四捨五入により、小計や合計は合わない場合があります

第2 近年の災害による被害

1. 東日本大震災の被害

(1) 概要

平成23年3月11日14時46分、太平洋三陸沖、牡鹿半島の東南東約130km付近の深さ約24kmの地点で、マグニチュード9.0、日本観測史上最大の巨大地震が発生した。震源域は、東北地方から関東地方にかけての太平洋沖の幅約200km、長さ約500kmの広範囲に及ぶもので、千葉県においても印西市と成田市の一部で震度6弱を観測したほか、市でも震度5弱を観測し、32名が負傷した。また、長時間のゆれに伴って広範囲で液状化が発生した。液状化は、特に沿岸部の埋立地にて顕著に現れ、地盤沈下や家屋の傾き、地中構造物の浮き上がりを発生させた。

この地震によって巨大な津波も発生し、岩手県大船渡市では最大波高16.7m（気象庁推定値）、最大遡上高38.9m（東京海洋大学調査値）に達した。千葉県においても、銚子で最大波高2.5m、館山で同1.7m、湾内の千葉でも同0.9mを記録した（気象庁発表値）ほか、市でも2mを超える津波の影響で、海苔の養殖設備が壊滅的な被害を受けたほか、船橋漁港内の船が転覆するなどの被害が発生した。

今回の地震では、福島第一原子力発電所も被害を受けた。福島第一原子力発電所では、全電源を喪失し、原子炉や核燃料の冷却をすることができなくなったことにより、水素爆発が発生するなど大量の放射性物質の放出を伴う大事故も併発した。

(2) 市の被害状況

東日本大震災において、家屋の倒壊や液状化によって、市でも多くの被害が発生した。特に沿岸部の潮見町や日の出・栄町・若松などでは液状化による被害が深刻であった。

防災アセスメント調査結果と比較すると、実際の液状化範囲はアセスメント調査にて液状化危険度が高い、あるいはやや高いとされたエリア全域には及ばなかったが、両者に区分されたエリアに含まれていた。

一方、鉄道機関が運休したことにより、船橋駅、西船橋駅を中心に帰宅困難者が大量に発生した。市は発災当日深夜には57の施設を避難所として開設し、5480人の避難者・帰宅困難者を受入れた。市による帰宅困難者への物資援助のほか、周辺の事業者からの食料品や備品等の支援も受けて対応を行った。帰宅困難者は翌日には解消し、避難者も段階的に減少に転じたため、発災後4日目となる3月14日には全ての避難所を閉鎖した。

東日本大震災による市の被害状況

被害項目等		被害状況
人的被害		32 名(重傷 2 名、中軽傷 5 名、軽傷 25 名)
建物被害		○ 個人住宅等について、全壊 14 件、大規模半壊 189 件、半壊 477 件、一部損壊 4,820 件、物損他 265 件 ※令和5年1月20日現在の「罹災証明書」の発行数をもとに集計 ○ 市内の小・中学校、高校（特別支援学校含む）のうち 76 校で外壁損傷や校舎床にひびなどが発生するなど、公共施設でも多数の被害
ライフライン被害※	上水道	30 戸で断水発生
	ガス	高根台、本町、薬円台、芝山ほか 200 件でガス漏れ発生
	電気	高瀬町、若松、浜町、日の出、西浦、潮見町などの住宅約 2,500 戸で停電発生
	道路等	○ 日の出、栄町、潮見町、西浦、高瀬町などの約 400 か所で液状化による土砂流出等の発生 ○ 10 か所で橋梁の破損 ○ 1 か所でがけ崩れの発生 ○ 83 件の石堀・ブロック倒壊
	下水道	若松などの 11 か所で下水道管詰まり、マンホール付近陥没、処理場躯体亀裂等(市所管分)
	通信	○ 東日本電信電話の管内では、高瀬町、若松、浜町、日の出、西浦、潮見町の 88 本の電柱が破損（ケーブルの途絶はなし） ○ 携帯電話の輻輳の発生(震災当日の 23 時頃には概ね解消)
	鉄道	○ 市内を走る 9 路線は全て運休(大きな被害はなし) ○ 船橋駅、西船橋駅では大量の帰宅困難者が発生

※『<東日本大震災>船橋市の被害状況及び一連の対応に関する記録』（平成 24 年 3 月）に基づく

2. 風水害による被害

市における主な洪水は、昭和33年9月の狩野川台風、昭和51年6月の集中豪雨、昭和52年7月の雷雨、昭和53年7月の集中豪雨、昭和56年10月の台風24号、昭和57年9月の台風18号、及び昭和59年6月、7月の大雨に続いて、昭和61年8月には台風10号によって、床上浸水352戸、床下浸水997戸の過去最大の浸水被害を受けている。その後、平成元年8月の台風17号、平成3年9月の台風18号まで、ほぼ毎年のように浸水被害が出ている。さらに、平成8年9月の台風17号では床上浸水41戸、床下浸水90戸の浸水被害を受けたが、最近では河道改修の進捗により洪水頻度は緩和されている。

これら浸水被害の原因は、第1に市内を流れる河川の河幅が狭小で、かつ蛇行した小河川が入り込んでいること、第2に近年の急激な市街化の進展により農地・山林等の保水・遊水機能を持つ土地が減少したため、海老川及び上流各支川流域の雨水が短時間に流出し、河川が増水したことなどによるものであった。このため、被害発生が目立つのは市街地の中心部を流れる海老川、長津川沿いの低地地域で、浸水面積全体の約9割を占めている。また、大正6年10月1日未明に東京湾沿岸を襲った高潮では、船橋大神宮の石段まで浸水し、沿岸部から内陸にかけて甚大な被害を受けた記録が残されている。市では、水害発生のおそれのある地域に対し、水害の防止・発生の監視に努めている。その結果、海老川、長津川の調節池と河道改修による時間雨量50mm対応の整備や下水道（雨水）整備等が進むにつれて、大きな浸水被害は著しく減少している。

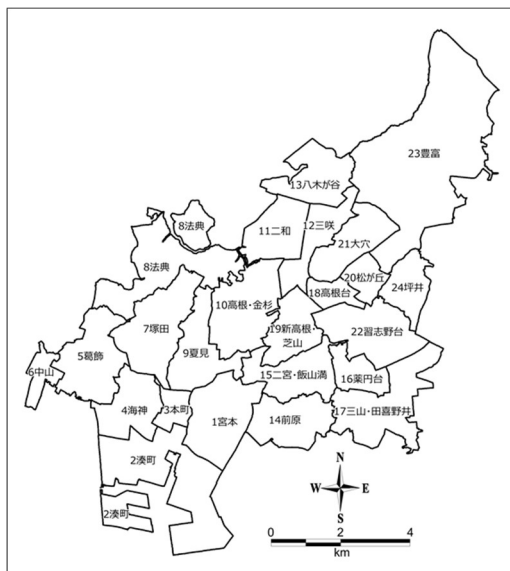
また、市の南側、東京湾岸では台風による高潮被害のおそれがあるが、昭和46年8月の台風23号による床上浸水発生以来、被害発生の事例はない。さらに、市は、大地を刻む谷（谷津）が樹枝状に複雑に分布するため、台地と谷の境界となる侵食崖や傾斜地が数多く分布する。

なお、令和元年9月の台風15号により、千葉県内で最大64万軒にのぼる大規模かつ長期停電が発生し、船橋市でも最大約11,500軒が停電した。

＜資料編15 船橋市域災害記録＞

第5節 各地域の防災課題と取組み方針

平成29・30年度に市では地区別防災カルテを作成し、各地区の災害危険度の評価を行った。地域防災計画を作成し、効果的に防災対策を推進していくために、市の24地区コミュニティ個々の特色を反映した取組みを進めていく。



24 地区コミュニティと地区の範囲

地区コミュニティ	地区の範囲	地区コミュニティ	地区の範囲
①宮本	宮本、市場、東船橋、駿河台、東町	⑬八木が谷	八木が谷町、咲が丘、みやぎ台、八木が谷、高野台
②湊町	本町3丁目、湊町、浜町、若松、日の出、西浦、栄町、潮見町、高瀬町	⑭前原	前原東、前原西、中野木
③本町	本町（3丁目以外）	⑮二宮・飯山満	二宮、飯山満、滝台町、滝台
④海神	南本町、海神、海神町、海神町東、海神町西、海神町南、南海神	⑯薬円台	薬円台、薬園台町、七林町
⑤葛飾	山野町、印内町、葛飾町、本郷町、古作町、古作、西船、印内、東中山	⑰三山・田喜野井	三山、田喜野井、習志野
⑥中山	二子町、本中山	⑱高根台	高根台（7丁目以外）
⑦塚田	旭町、行田町、行田、山手、北本町、前貝塚町	⑲新高根・芝山	芝山、新高根、高根台7丁目
⑧法典	丸山、上山町、馬込町、馬込西、藤原	⑳松が丘	松が丘
⑨夏見	夏見、夏見町、夏見台、米ヶ崎町	㉑大穴	大穴町、大穴南、大穴北
⑩高根・金杉	高根町、金杉町、金杉、金杉台、緑台	㉒習志野台	習志野台、西習志野
⑪二和	二和東、二和西	㉓豊富	小室町、小野田町、大神保町、神保町、車方町、鈴身町、豊富町、金堀町、楠が山町、古和釜町
⑫三咲	三咲町、三咲、南三咲	㉔坪井	坪井東、坪井西、坪井町

地域	防災上の課題
① 宮本	- 千葉県北西部直下地震の際には、台地周辺の河川沿いの谷底低地や後背低地に、震度６強の非常に強い揺れや、高い～極めて高い液状化の危険性が予測される。また、地区内の住宅密集地において建物被害が多く想定されている。建物の耐震化対策、地盤の液状化対策を確認するとともに、室内における家具等の転倒防止対策や、発災時の避難・救助行動も予め確認することが重要である。 - 地区西部の海老川沿いでは、重要水防区域を中心に浸水被害が予測される。また、江戸川においても想定最大規模の洪水時には地区南部で浸水の可能性がある。河川改修や調整池の整備の推進と合わせ、浸水想定範囲の周知による迅速な避難開始が重要となる。
② 湊町	- 千葉県北西部直下地震の際には、地区全般に震度６強の非常に強い揺れが分布し、極めて高い液状化の危険性も地区の多くで予測され、数多くの建物被害も想定されている。建物の耐震化対策、地盤の液状化対策を確認するとともに、室内における家具等の転倒防止対策や、発災時の避難・救助行動も予め確認することが重要である。 - 港湾施設や埠頭においては、液状化対策の耐震護岸工事が終了している。 - 本地区は、海岸付近や河口付近に立地し、津波や高潮、河川からの浸水被害の危険性が高くなっている。 - 地区内には大規模商業施設や競技施設が立地し、災害時の地区内滞留者に対する避難対策の検討が重要である。
③ 本町	- 千葉県北西部直下地震の際には、地区全般に震度６強の非常に強い揺れが点在し、地区南部を中心に極めて高い液状化の危険性が分布する。住宅密集地を中心に建物被害が想定されている。建物の耐震化対策、地盤の液状化対策を確認するとともに、室内における家具等の転倒防止対策や、発災時の避難・救助行動も予め確認することが重要である。 - 本地区は、海岸付近や河口付近に立地し、地区東部の海老川からの浸水、地区南部の江戸川からの浸水被害の危険性が高い。 - 災害の種類に応じた、避難場所や避難ルートの検討も必要になる。 - 地区内の船橋駅は、近接する鉄道３線が集中し、１日の乗降客数が多いことから、災害時の帰宅困難者に対する避難対策の検討が重要である。
④ 海神	- 千葉県北西部直下地震の際には、地区北部を除く低地に、震度６強の非常に強い揺れや高い液状化の危険性が予測される地域が分布し、住宅密集地においては建物被害が多く想定される。建物の耐震化対策、地盤の液状化対策を確認するとともに、室内における家具等の転倒防止対策や、発災時の避難・救助行動も確認することが重要である。 - 地区南側では、高潮被害や、江戸川が大規模に氾濫した際の浸水被害が予測されている。いずれも発生確率は高くないが、潜在的な水害の危険性は高いと考えられる。 - 一部に県公表の土砂災害危険箇所が位置し、その周辺では住宅被災の危険性がある。
⑤ 葛飾	- 千葉県北西部直下地震の際には、地区全般に震度６弱の揺れが予想されるものの、一部の河川沿いや盛土箇所にて震度６強の非常に強い揺れや液状化の高い危険性が予測される。住宅密集地において建物被害が多く想定される。建物の耐震化対策、地盤の液状化対策を確認するとともに、室内における家具等の転倒防止対策や、発災時の避難・救助行動も確認することが重要である。 - 地区南部の低地では、高潮被害や江戸川が大規模に氾濫した際の浸水被害が予測されている。いずれも発生確率は高くないが、潜在的な水害の危険性は高いと考えられる。 - 地区内の西船橋駅は１日の乗降客数が多く、災害時の帰宅困難者に対する避難対策の検討が重要である。

地域	防災上の課題
⑥ 中山	- 千葉県北西部直下地震の際には、地区全般に震度６弱の揺れが予想されるものの、一部地域に震度６強の非常に強い揺れや、高い液状化の危険性が予測される。建物被害の割合は地区全般に渡って高く想定されている。建物の耐震化対策、地盤の液状化対策を確認するとともに、室内における家具等の転倒防止対策や、発災時の避難・救助行動も確認することが重要である。 - 真間川の氾濫による浸水被害の危険性もあるが、想定最大規模の江戸川の氾濫の際には、地区北部の一部を除き、浸水がほぼ地区全体に広がると想定されている。 - 災害の種類に応じた避難場所や、避難ルートの検討も必要となる。
⑦ 塚田	- 千葉県北西部直下地震の際には、地区全般に震度６弱の揺れが予測されるが、一部河川沿いには震度６強の強い揺れが予測され、建物被害は広く分布する。液状化の危険性は、河川沿いの谷底低地など限定的である。 - 地区内での範囲は限定的だが河川沿いの谷底低地に浸水の可能性が予測され、水害の危険性がある。また、台地上の凹地などで道路冠水事例が比較的多く、一部に床上・床下浸水も見られ、雨水の地盤への浸透能力と排水能力の向上が課題となる。 - 台地と谷底低地の境界には傾斜地が多く、潜在的な土砂災害の危険性はややあると考えられる。危険箇所の整備・点検が課題となる。
⑧ 法典	- 千葉県北西部直下地震の際には、概ね地区全般で震度６弱の揺れが予測され、住宅密集地を中心に建物被害が想定されている。液状化の危険性は河川沿いの谷底低地など限定的である。 - 他地区と比較すると、相対的に火災による被害量が多く、特に地震発生が冬 18 時の場合、約 500 棟の焼失被害の発生が想定される。感震ブレーカーの設置などの火を出さない取組みのほか消火器等による初期消火、自主防災組織による消火活動など、日頃の防火対策や消火訓練等の活動が重要となる。 - 台地上の凹地などで、道路冠水や床下浸水の事例が比較的多く、雨水の地盤への浸透や排水能力の向上が課題となる。また、台地と谷底低地の境界には傾斜地が多く、潜在的な土砂災害の危険性もややあると考えられる。
⑨ 夏見	- 千葉県北西部直下地震の際には、夏見台地の周辺の谷底低地や後背低地の一部に、震度６強の非常に強い揺れや、高い液状化の危険性が予測され、台地上も含めた地区南部の住宅密集地に多くの建物被害が想定されている。建物の耐震化対策、地盤の液状化対策を確認するとともに、室内における家具等の転倒防止対策や、発災時の避難・救助行動も予め確認することが重要である。 - 台地周辺の低地では河川からの浸水被害が予測され、水害の危険性が高くなっている。また、夏見台地上の凹地でも、浸水事例（主に道路冠水）が確認され、雨水の地盤への浸透や排水能力の向上が課題となる。台地のきわには傾斜地が多く、潜在的な土砂災害の危険性も比較的高いと考えられる。危険箇所の整備・点検が課題となる。
⑩ 高根・金杉	- 千葉県北西部直下地震の際には、河川沿いの一部を中心に震度６強の非常に強い揺れが予測される。液状化の危険性は河川沿いの谷底低地などでやや高いが、その範囲は限定的である。建物の耐震化対策や、室内における家具等の転倒防止対策、発災時の避難・救助行動も予め確認するとともに、河川沿いの地域においては、地盤の液状化対策を確認することが重要である。 - 河川周辺に浸水の可能性が予測されていて、水害の危険性がある。また、台地と谷底低地の境界に急傾斜地が多く、潜在的な土砂災害の危険性が比較的高いと考えられる。危険箇所の整備や点検が課題となる。 - 市内においては高齢化が進んでいる地区であり、安否確認やスムーズな避難などが課題となる。

地域	防災上の課題
⑪ 一和	- 千葉県北西部直下地震の際には、概ね地区全般で震度６弱の揺れが予想されている一方で、液状化の危険性は地区全般で低い。建物被害は地区の中で住宅密集度の高い地区北部に多く見られる。想定した地震では震度６強以上の揺れが予測されなくとも、建物の耐震化対策や、室内における家具等の転倒防止対策、発災時の避難・救助行動を予め確認することは重要である。 - 台地上の凹地などにおいて、集中的な大雨の際に、床下浸水や道路冠水などの浸水事例が幾つか確認される。透水性舗装の利用などの、雨水の地盤への浸透能力や排水能力の向上が課題となる。
⑫ 三咲	- 千葉県北西部直下地震の際には、一部を除き概ね地区全般で震度６弱の揺れが予想されている。また、液状化の危険性は一部の河川沿いを除き地区全般で低い。建物被害は住宅密集地を中心に点在しており、建物の耐震化対策や、室内における家具等の転倒防止対策、発災時の避難・救助行動を予め確認することが重要となる。 - 台地上の凹地や河川沿いなどにおいて、道路冠水などの浸水事例が幾つか確認される。透水性舗装の利用などの、雨水の地盤への浸透能力や排水能力の向上が課題となる。 - 地区内に三咲公民館（宿泊可能避難所、福祉避難所）と北老人福祉センター（福祉避難所）があるが、地区の北東に偏っており、日頃から隣接する地区の避難場所や避難所を確認し、避難ルートを検討しておく必要がある。
⑬ 八木が谷	- 千葉県北西部直下地震の際には、概ね地区全域で震度６弱の揺れが予測される。液状化の危険性は建物の立地が少ない谷底低地に限られる。日頃から建物の耐震化対策や、室内における家具等の転倒防止対策などを予め確認することが重要となる。 - 他地区と比較すると、相対的に火災による被害量が多く、特に地震発生が冬１８時の場合、約６００棟の焼失被害の発生が想定される。感震ブリーカーの設置などの火を出さない取組みのほか消火器等による初期消火、自主防災組織による消火活動など、日頃の防火対策や消火訓練等の活動が重要となる。 - 二重川の河川改修事業により水害の危険性は低減したが、依然、河川周辺や台地上の凹地などで道路冠水等の事例が見られる。雨水の地盤への浸透能力や排水能力の向上が課題となる。
⑭ 前原	- 千葉県北西部直下地震の際には、河川沿いを中心に震度６強の強い揺れが予測され、住宅密集地において建物被害が多く想定されている。液状化の危険性は河川沿いの谷底低地の一部に限定される。建物の耐震化対策、地盤の液状化対策を確認するとともに、室内における家具等の転倒防止対策や、発災時の避難・救助行動も確認することが重要である。 - 範囲は限定的だが、河川沿いの谷底低地に浸水の可能性が予測され、大雨の際にその範囲における浸水事例もある。雨水の地盤への浸透能力や河川等の排水能力の向上が課題となる。
⑮ 二宮・飯山満	- 千葉県北西部直下地震の際には、河川沿いを中心に震度６強の強い揺れが予測される。建物被害は住宅密集地を中心に広く分布するが、震度６強となる前原川流域で建物被害が多くなると想定される。液状化の危険性は河川沿いの谷底低地など限定的である。建物の耐震化対策、室内における家具等の転倒防止対策や、発災時の避難・救助行動も確認することが重要である。 - 河川沿いの谷底低地に浸水の可能性が予測される。河川沿いや台地上の凹地などで浸水事例が見られ、雨水の地盤への浸透能力と排水能力の向上が課題となる。 - 台地と谷底低地の境界に急傾斜地も多く、潜在的な土砂災害の危険性が比較的高いと考えられる。危険箇所の整備・点検が課題となる。

地域	防災上の課題
⑩ 薬 内 台	・千葉県北西部直下地震の際には、地区の多くで震度６強の強い揺れが予測される。建物被害は震度６強となる住宅密集地を中心に広く分布すると想定される。建物の耐震化対策、室内における家具等の転倒防止対策や、発災時の避難・救助行動も確認することが重要である。 ・液状化や水害・土砂災害の危険性は低い。 ・地区の北側の一部箇所において、集中的な大雨の際に道路冠水などの浸水事例が若干数ある。雨水の地盤への浸透能力や排水能力の向上が課題となる。
⑪ 三 山 ・ 田 喜 野 井	・千葉県北西部直下地震の際には、ほぼ地区全般で震度６強の強い揺れが予測され、建物被害も他地区と比較して、多いと想定される。液状化の危険性は河川沿いの谷底低地などの範囲で限定的である。 ・他地区と比較すると、相対的に火災による被害量が多く、特に地震発生が冬１８時の場合、約５００棟の焼失被害の発生が想定される。感震ブレーカーの設置などの火を出さない取組みのほか消火器等による初期消火、自主防災組織による消火活動など、日頃の防火対策や消火訓練等の活動が重要となる。 ・地区南部を中心に台地と低地の境界に傾斜地が多く、潜在的な土砂災害の危険性はあると考えられる。こうした低地では河川の浸水は想定されていないが、谷沿いに若干数の浸水事例があり、雨水の地盤への浸透能力や排水能力の向上が課題となる。
⑫ 高 根 台	・千葉県北西部直下地震の際には、団地の一部を除き、ほぼ地区全般で震度６弱の揺れが予測される。団地が多いため、見かけ上建物被害棟数が少ない地域もあるが、住宅密集地では建物被害は広く分布する。建物の耐震化対策、室内における家具等の転倒防止対策や、発災時の避難・救助行動も確認することが重要である。 ・地区の北側の木戸川周辺で浸水の可能性が予測されている。集中的な大雨の際に道路冠水などの浸水事例が少しある程度であるが、雨水の地盤への浸透能力や排水能力の向上が課題となる。 ・市内においては高齢化が進んでいる地区であり、安否確認やスムーズな避難などが課題となる。
⑬ 新 高 根 ・ 芝 山	・千葉県北西部直下地震の際には、河川沿いを中心に震度６強の強い揺れが予測される。液状化の危険性については、河川沿いの谷底低地の一部では高いが、その範囲は限定的である。 ・火災による被害量が多く、地震発生が冬１８時の場合、９００棟近くが焼失すると想定される。感震ブレーカーの設置や消火器の適切な設置、自主防災組織による消火訓練など、日頃の自助・共助の活動が重要となる。 ・飯山満川周辺に浸水の可能性が予測されている。また宅地造成工事規制区域が地区南部に広がり、台地と谷底低地の境界に急傾斜地も多く、潜在的な土砂災害の危険性が比較的高いと考えられる。危険箇所の整備・点検が課題となる。
⑭ 松 が 丘	・千葉県北西部直下地震の際には、河川沿いで震度６強の強い揺れが予測される。液状化の危険性についても、範囲は限定的であるが、河川沿いの谷底低地などで危険性が高い地域がある。 ・他地区と比較すると、相対的に火災による被害量が多く、特に地震発生が冬１８時の場合、約５００棟の焼失被害の発生が想定される。感震ブレーカーの設置などの火を出さない取組みのほか消火器等による初期消火、自主防災組織による消火活動など、日頃の防火対策や消火訓練等の活動が重要となる。 ・河川周辺に浸水の可能性が予測されている。 ・市内においては高齢化が進んでいる地区であり、安否確認やスムーズな避難などが課題となる。

地域	防災上の課題
②① 大穴	- 千葉県北西部直下地震の際には、木戸川や三咲川沿いに震度６強の強い揺れが予測され、液状化の危険度も木戸川や三咲川、大穴川の流域を中心に高くなっている。建物被害は住宅密集地を中心に広く分布する。建物の耐震化対策、地盤の液状化対策を確認するとともに、室内における家具等の転倒防止対策や、発災時の避難・救助行動も予め確認することが重要である。 - 河川沿いの谷底低地に浸水の可能性が予測され、実際に河川の分岐付近や一部の上流部では、床上・床下浸水も発生した。治水対策と共に、雨水の地盤への浸透能力の向上が課題となる。 - 地区北東部の台地と谷底低地の境界には県の土砂災害危険箇所が集中し、潜在的な土砂災害の危険性もやや高いと考えられ、危険箇所の整備・点検が課題となる。
②② 習志野台	- 千葉県北西部直下地震の際には、地区の東側を中心に震度６強の強い揺れが予測され、建物被害も広く分布する。液状化の危険性は河川沿いの谷底低地などの範囲で限定的である。 - 他地区と比較すると、相対的に火災による被害量が多く、特に地震発生が冬１８時の場合、約４００棟の焼失被害の発生が想定される。感震ブリーカーの設置などの火を出さない取組みのほか消火器等による初期消火、自主防災組織による消火活動など、日頃の防火対策や消火訓練等の活動が重要となる。 - 地区西部の飯山満川の蛇行部に浸水被害が予測され、実際に浸水事例があった。また台地上の凹地などでも道路冠水事例が比較的多く、地盤への浸透能力や排水能力の向上が課題となる。
②③ 豊富	- 千葉県北西部直下地震の際には、河川沿いの一部の地域を除き、震度６弱の揺れが予測される。建物被害は建物が密集する一部地域に限定される。液状化の危険性は河川沿いの谷底低地などに限定されるが、一部危険度が極めて高い地域もある。 - 台地と谷底低地の境界に急傾斜地が多く、県公表の土砂災害危険箇所も多い。潜在的な土砂災害の危険性はやや高いと考えられる。 - 地区には河川や水路も多く、低地では河川の浸水が想定されるエリアや実際に道路冠水等の事例もある。 - 地区が広く、避難場所への距離が遠い場合があるという課題がある。また、市内においては高齢化が進んでいる地区であり、安否確認やスムーズな避難などが課題となる。
②④ 坪井	- 千葉県北西部直下地震の際には、河川沿いや地区の南部で震度６強の強い揺れが予測される。液状化危険度も河川沿いを中心に高い～極めて高い地域が分布する。建物被害の分布は、震度６強の地域のほか、松が丘地区を挟んで火災が広がると想定される地域で多いと想定される。比較的新しい建物が多いため、室内における家具等の転倒防止対策や、出火防止、延焼抑止のための事前対策が重要である。 - 台地と谷底低地の境界に急傾斜地があり、宅地造成工事規制区域も地区の西半分に広がっていて、潜在的な土砂災害の危険性があると考えられる。 - まちづくりに伴い、避難場所の充実が図られている。これに対応して定期的な避難訓練の実施などが求められる。

第 6 節 減災目標

1. 減災目標

船橋市地震防災戦略にて、減災目標を以下のとおり設定する。

「死者数及び直接経済被害額を概ね半減させる」

千葉県北西部直下地震 (冬18時・風速8m/s)	現況	目標
全壊・焼失棟数	17,310 棟	7,360 棟
死者数	790 人	310 人
震災廃棄物発生量	約 3,130,000 トン	約 1,470,000 トン
直接経済被害額	22,340 億円	12,930 億円

減災目標を達成するための主な施策

- ① 住宅の耐震化率 89%を 95%に向上
- ② 家具の転倒防止対策や各種落下物対策の推進
- ③ 消防・防災訓練参加率向上による初期消火率の向上
- ④ スタンドパイプの貸与の実施
- ⑤ 感震ブレーカーの設置促進

2. 船橋市地震防災戦略の施策体系

減災目標を達成するための減災施策について、3つの基本目標（Ⅰ 予防対策による減災、Ⅱ 応急対策による減災、Ⅲ 復旧・復興対策による減災）を設定し、18の施策分野、38の対策項目に体系化し、対策を選定した。

船橋市地震防災戦略の施策体系

基本目標 (大柱)	施策分野 (中柱)	対策項目 (小柱)
Ⅰ 予防対策 による減災	1 建築物等の安全確保対策	① 住宅等の耐震化の促進
		② 公共建築物の耐震化の推進
		③ 建物の防火・不燃化対策の促進
		④ 屋内収容物等の耐震対策の促進
	2 計画的な土地利用と市街地整備 の促進	⑤ 市街地整備の促進
		⑥ 公設消防力の向上
	3 津波に対する減災対策	⑦ 海岸保全施設等の整備
		⑧ 津波からの一時避難施設や避難路等の整備
		⑨ 津波避難や津波被害軽減に係る取り組み
	4 かけ崩れ、液状化対策	⑩ 土砂災害対策の推進
		⑪ 液状化対策の推進
	5 道路、橋梁、河川等の安全対策 (緊急輸送路等の確保対策)	⑫ 道路・橋梁・鉄道の安全対策の推進
		⑬ 河川・排水路等の強化
	6 ライフラインの被害防止	⑭ ライフライン施設の耐震化
	7 危険物施設等の安全対策	⑮ 危険物施設等の安全対策の推進
Ⅱ 応急対策 による減災	8 市民及び地域防災力の向上	⑯ 防災に関する普及啓発の推進
		⑰ 防災学習の推進
		⑱ 防災に関わる人材の育成
		⑲ 地域防災力の向上（自主防災活動の強化）
	9 災害対応能力の向上	⑳ 防災訓練の実施
		㉑ 業務継続体制・災害対策本部機能の強化
		㉒ 緊急物資等の確保
		㉓ 広域連携体制・受援体制の充実強化
	10 市民への適切な情報発信	㉔ ボランティア受け入れ体制・支援の充実
		㉕ 市民への広報体制の強化
	11 避難対策の充実	㉖ 避難所運営体制の整備
		㉗ 安全かつ快適な避難生活に資する環境整備
		㉘ 中高層建築物における避難者対策の推進
	12 帰宅困難者の発生抑制と支援	㉙ 帰宅困難者・滞留者対策の推進
		㉚ 医療救護体制の充実強化
		㉛ 災害時における要配慮者等への支援の充実
Ⅲ 復旧・復興 対策による減災	13 災害時医療・救護・防疫体制等 の強化	㉜ 遺体の取扱いに関する体制整備
		㉝ 防疫体制の整備
		㉞ 文教対策
	14 災害廃棄物等の処理対策	㉟ 応急教育対策の実施
		㊱ 災害廃棄物等の処理体制の整備
		㊲ 復旧・復興体制の整備
	15 被災者の早期生活再建の支援	㊳ 被災者の生活支援の充実
	16 経済・産業の速やかな再生の支援	㊴ 速やかな経済の再生